

すごく大事な

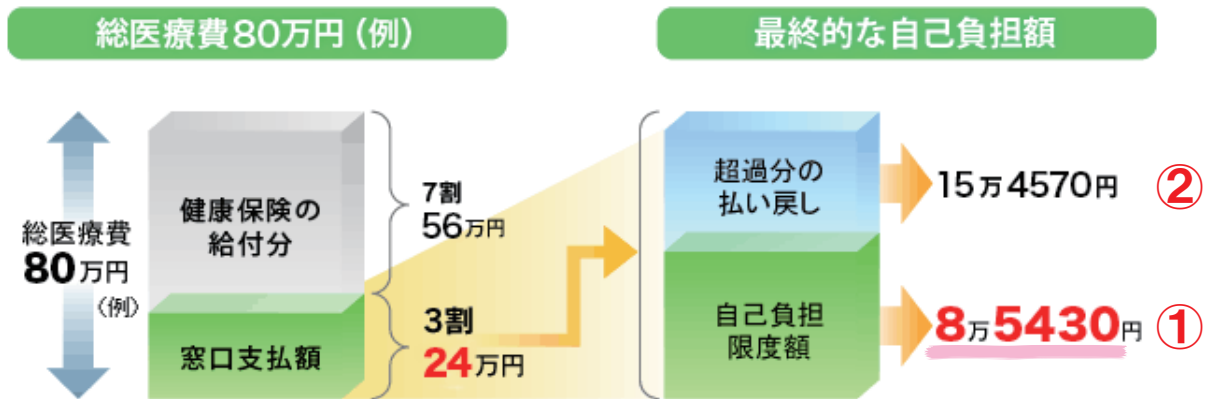
高額療養費請求のおはなし

JR埼京線・武蔵野線
武蔵浦和駅 徒歩5分

医療法人 陽向会
あらかきウィメンズクリニック

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

例：年収 650 万円で月度総医療費が 80 万円だった場合



申請方法は 2 種類！

1：先に申請 事前申請 → 窓口負担額は ①のみを窓口で支払う。



予め協会けんぽ・年金事務所（国保は市役所）で事前に「限度額適用認定証」を入手しておく方法です。それを医療費の支払時に窓口で健康保険証と共に提示します。窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

2：あとから申請 事後申請 → 窓口負担額は ①+②を窓口で支払う。



ある月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、
 協会けんぽの場合
健康保険証に記載されている協会けんぽの支部に「高額療養費支給申請書」を提出します。
 国保の場合
自己負担限度額を超えていた月の3～4か月後に、自治体から該当する世帯に申請書が郵送されてきます。その申請書に必要な書類を添付して郵送で提出します。

* 高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間で3ヶ月以上あったときは、4ヶ月目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

お支払いや、保険診療に関するご質問は、お気軽に、受付また医師にご確認ください。

あらかきウィメンズクリニック院長 新垣総子